

小田原市立国府津中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 1 日策定

平成 27 年 4 月改訂

平成 30 年 5 月改定

令和 4 年 5 月改訂

令和 6 年 5 月改訂

I いじめ防止に向けた基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめに対する基本認識
- 3 いじめ対策の基本理念
- 4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

II いじめ防止に向けた基本的な取組

- 1 いじめの未然防止のための取組
- 2 いじめの早期発見のための取組
- 3 いじめに対する取組
- 4 家庭との連携
- 5 関係機関との連携
- 6 地域との連携
- 7 学校評価における留意事項

III いじめ防止等の対策のための組織

- 1 組織の設置
- 2 組織の構成員
- 3 組織の役割

IV 重大事態への対処について

- 1 いじめの重大事態
- 2 重大事態発生の報告と調査
- 3 いじめを受けた生徒及びその保護者への情報提供
- 4 調査結果の報告
- 5 調査結果の公表

V 点検・見直し等

資料 いじめ事案への対応フロー図

小田原市立国府津中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定

平成27年4月改訂

平成30年5月改定

令和4年5月改訂

令和6年5月改訂

I いじめ防止に向けた基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめは、法第2条で定めたとおり、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、全ての生徒に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の問題であることから、次の基本認識をもって問題に向き合う。

○いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為である。

○いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こり得る。特に嫌がらせやいじわる等暴力を伴わないいじめは、多くの子どもが入れ替わりながら被害者と加害者になり得る。

○いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から様々な場面で起こり得る。

○いじめは、被害者・加害者だけでなく、観衆や傍観者といわれる周囲の生徒も含めた、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題である。

○いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃から多くの大人の目で見守る必要がある。

○いじめは、その行為や態様により、犯罪行為となることもある。

次に本校の現状だが、本校は小田原市では唯一の一小中学校から、ほぼ全員が入学してくる中学校である。いわゆる「一小一中」で、幼少の頃より築かれた人間関係は、お互いのことが家庭環境も含め、よく理解し合えるという良い点もあるが、固定化した人間関係や設定されてしまった個性の中で変容しづらい部分がある。本来一人ひとりの生徒は、集団の中での種々の活動の中で自分と他の生徒とのふれあいを通して、向上していったり良さを伸ばしていったりするものだが、固定化した人間関係の中で、変容することをあきらめてしまっている生徒も多い。より客観的に自分を見つめ、互いに切磋琢磨することにより向上できる集団づくりを目指し、指導する必要がある。自分自身の存在の大切さ、仲間の存在の大切さ、そしてあらゆる人の存在の大切さを理解し、互いを尊敬し合える関係づくり、いじめのない学校づくりに向けて全教職員は、保護者、地域と連携し、日々取り組む。

3 いじめ対策の基本理念

いじめが全ての生徒に関わる問題であることを理解し、生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じていじめの防止等に取り組む。

- あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組む。
- いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながる学級経営や学年経営、部活動指導等を推進し、より良い集団づくりを常に進めていく。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こり得るものである。保護者や地域の方々、PTA、青少年健全育成協議会、警察、相談センター等関係諸機関、また小田原市教育委員会と連携して取り組む。
- 家庭と連携・協働し、円滑な人間関係を築く基盤となる生徒の社会性や規範意識、コミュニケーション能力を育てていく。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめの特徴を十分に認識し、日々の学校生活の中で、また、生徒の家庭・地域での行動の中で、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを疑われる場合また認知した場合は、「早期対応」「解消」に、教職員がチームとなり適切に取り組む。

また、「いじめをしない、させない、ゆるさない」社会の醸成のために、学校、家庭、地域、関係機関と連携して、いじめ防止等に関する取り組みを推進する。

(1) いじめの未然防止

- ・人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて、「いのちを大切にする心」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力」を育む。
- ・いじめの問題に、自ら考え主体的に取り組む生徒を育てる。

(2) いじめの早期発見

- ・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができる教職員の資質や能力の向上を図る。
- ・生徒や保護者が困ったときに相談しやすいしくみや環境、雰囲気づくりに努める。

(3) いじめの早期対応

- ・いじめを確認、または疑いがある場合は、教職員が連携して組織的に対応する。
- ・いじめを受けた生徒を最後まで守り通す。
- ・インターネットにより行われたいじめは、情報の拡散防止等、迅速に対応する。

(4) いじめの解消

- ・いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切にかつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営むよう助言、支援をする。
- ・全ての生徒に、いじめを知らせる勇気を持ち、いじめをしないよう指導する。また、いじめを許さない集団づくりに取り組む。
- ・解消後もいじめを受けた生徒やいじめを行った生徒を注意深く見守る。

(5) 家庭との連携

- ・いじめを受けた生徒に対し、家庭と連携していじめから守るという姿勢で生徒に寄り添い、安全に安心して学校生活を送ることができるように支援する。
- ・いじめを行った生徒に対し、毅然と指導するとともに、家庭と連携し要因や背景を把握しながら、支援する。

(6) 関係機関との連携

- ・いじめの内容に応じて、医療や福祉、警察等の専門機関と協力して対応する。

(7) 地域との連携

- ・PTAや地域の関係団体等と連携して、社会全体で子どもたちを見守り、成長を促すことを共通理解する。

Ⅱ いじめ防止に向けた基本的な取組

1 いじめの未然防止のための取組

- 本校の学校教育目標でもある「思いやって助け合う」や生徒スローガンを常に意識させ、全ての教育活動を通して、他を思いやる気持ちの育成をめざす。
- 生徒一人ひとりが、好ましい人間関係を築くことができるようにコミュニケーション能力を育てることは、非常に重要である。各教科における小グループの話し合い活動や、ソーシャルスキルトレーニングを用いた学級指導などを実践する。また、携帯電話やスマートフォンなど情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む。具体的には、技術科や社会科、道徳など教科指導を通して、また外部講師を招いた生徒保護者対象の携帯電話教室などを実施し、意識を高める。
- いじめの背景にある、子供たちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む。具体的には、教育相談の実施や毎日帰り学活時にその日に感じたことなどを記入し学級担任が返信を記入している個人ノート「つみかさね」の実施。また、ストレスに対処できる力の育成は、養護教諭を中心に学校保健委員会等でも話題にし、生徒にストレスと上手につきあう方法を伝達する。
- 自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、生徒一人ひとりの長所や良かった言動について、具体的な例をあげて認め、伝えていく。日々の当番活動や部活動、授業における言動、より良い集団づくりのための言動等、教師がその都度意識して認め、本人の良かった点をわかりやすく伝える。また、生徒同士においても、運動会や学習活動発表会などを実施後に、互いに感謝するカードを記入し交換する。
- 日々の授業の中で自己有用感をもち、積極的に授業に参加し向上心をもって何事にも取り組めるように、授業改善を図る。
- 配慮が必要な生徒については、その課題を十分理解したうえで、当該生徒への適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

2 いじめの早期発見のための取組

- 定期的（４月、９月、１月）に、教育相談アンケートを実施する。また、７月と１２月には三者面談を通し、保護者との情報共有も図る。ただし、心配な状況がある場合には適宜アンケートや教育相談を早急に実施する。
- 帰り学活において、日記「つみかさね」の記入を全学年で年間を通して行う。担任が内容を確認することにより、生徒の状況を把握する。心配な記述が見られるときには、学年教員等、チームで迅速に対応する。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、保護者はもちろん、地域に対してもいじめに関心を持ち、気になることがあれば情報を提供してもらえようように日頃からの関係を大切にする。また、地域の諸団体の会合の折に状況を説明し協力を要請する。

3 いじめに対する取組

- いじめには、チームで組織的に対応することを基本とする。校長・教頭・学級担任・学年主任・生徒指導担当教員・養護教諭・教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の個人が情報を抱え込む等の状況が起きないように、常に報告・連絡・相談をするなど組織としてきめの細かい対応をしていく。
- 暴力を伴ういじめについてはいじめを受けている生徒の心身及び財産等の被害を避けるため、またインターネットを通じて行われるいじめについてはいじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に迅速な対応をする。また、それらの状況について市教委へ報告するとともに、警察や少年相談・保護センター等とも連携する。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた生徒やいじめの情報を提供した生徒の安全を確保する。また、保護者に対しても早急に状況を報告し、連携していく。
- 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- いじめを行った生徒に対しては、その背景等を理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを、毅然とした態度で指導する。
- いじめが解消していると判断した場合でも、いじめを受けた生徒及び保護者、また、いじめを行った生徒及び保護者の状況を日常的なかかわりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深め、いじめの再発防止に努める。
- インターネット上のいじめについて、通報や相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等必要な措置を行う。
- いじめに関する情報は取扱の方針を明確にして扱い、個人情報の取扱等プライバシーに十分配慮する。

4 家庭との連携

- いじめの未然防止・早期発見のためには、家庭との連携が重要である。学校と家庭が、生徒の様子について情報を共有できるよう、日頃から様々な機会を捉えて連絡をとりあい、信頼関係の構築に努める。
- ＰＴＡとの連携を図り、学校だよりや学年学級懇談会等を活用して、いじめ防止等における家庭の役割や生徒がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さについて、家庭への啓発を行う。

- 子どもがいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深める。
- いじめを受けた生徒といじめを行った生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに継続的な支援を行う。

5 関係機関との連携

- いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関と連携して取り組む。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察と連携して取り組む。
- 「インターネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や、発見・通報された場合の迅速で適切な対応に向けては、警察等と連携して取り組む。

6 地域との連携

- 青少年育成関係団体や学校運営協議会、地域団体等との連携を図り、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努める。
- 地域の子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して、地域の人々とふれあう機会の充実を図る。
- 学校におけるいじめ防止等の取組の状況について、学校運営協議会での議題としたり、学校評価の項目として設定したりする等、その改善に努める。

7 学校評価における留意事項

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるよう努める。

Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織

1 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、「いじめ防止対策委員会」を常時設置する。従来の生徒指導・支援部会と連携する。また、特に緊急な対応については、「緊急いじめ対策委員会」を設置する。

2 組織の構成員

「いじめ防止対策委員会」

校長・教頭・生徒指導グループリーダー・生徒指導担当・学年生徒指導担当・養護教諭・教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー

(必要に応じて、特別支援担当・学年主任・キャリアガイダンスグループリーダー)
他に、学年会や生徒指導・支援部会など常設している会議を有効に活用する。また、必要に応じて、緊急的な「組織」、拡大的な「組織」として、「緊急いじめ対策委員会」を設置する。この委員会には、学校関係者以外の第三者を市教育委員会等に依頼し構成員に加える。なお、どちらの委員会にも必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

3 組織の役割

いじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担う。
主な役割は、

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ・いじめに関する通報及び相談への対応
- ・いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・いじめを受けた生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針の策定および見直し
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・いじめに関する生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

IV 重大事態への対処について

1 いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適正に対応する。

○重大事態の定義(法第28条第1項))により、次に該当する場合は、いじめの重大事態として対応する。

① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）

学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査をするなど生徒保護者の要望も聞きながら、適切に対応する。

○生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等にあたる。

2 重大事態発生の報告と調査

重大事態が発生した場合、「いじめ防止対策委員会」において、事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、市教育委員会にただちに報告する。市教育委員会は重大事態の発生について市長に報告する。

重大事態の調査は、学校または市教育委員会が行うが、調査の実施主体については、次の考え方により市教育委員会が判断する。

〈判断の考え方〉 次のいずれかに該当する時は、市教育委員会が調査する。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合
 - 学校が行う重大事態の調査は、「いじめ防止対策委員会」が主体となって実施する。なお、調査の公平性・中立性を確保するために、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないスクールカウンセラーを必ず入れる。ただし、必要に応じ、市教育委員会から指導・助言や人的措置を含めた支援を受ける。
 - 市教育委員会が調査主体となる場合は、「小田原市いじめ防止対策調査会」において、実施する。

3 いじめを受けた生徒及びその保護者への情報提供

いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行う。これらの情報提供を行うにあたっては、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮して行う。なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。

4 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は市教育委員会を通して市長に報告する。いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。そのため、予め、そのことをいじめを受けた生徒又は保護者に伝えておく。

5 調査結果の公表

いじめの重大事態に関する調査結果の公表についていじめを受けた生徒及びその保護者の意向、公表した場合の生徒への影響を総合的に勘案して、適切に判断し、特別の支障がなければ公表を行う。公表する場合は、いじめを受けた生徒や保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

○ フローチャート

別紙 資料「国府津中学校いじめ事案への対応フロー図①②」参照

生徒の学校内外における交友関係、集団の中での立場等は、日々変化している。また、学校全体や学年の生徒の状況も年々異なる。したがって、PDCA サイクルの考え方に従い、年度末には、学校評価やアンケートを実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われた否かを検証する。また、いじめ事案が発生した直後にも、早期発見がなぜできなかったか、指導が適切なものだったかなど、詳細に点検する必要がある。年度末といじめ事案後に、いじめ防止基本方針について分析をし、見直しを行う。